

第13回北斗市農業委員会総会議事録

令和8年3月26日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和8年3月26日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 16名) (欠席 2名)	1 番	佐々木 勝 利	出 席	1 0 番	畠 中 学	出 席
	2 番	高 田 美 穂	出 席	1 1 番	加 藤 隆	出 席
	3 番	佐々木 敬 子	出 席	1 2 番	山 本 正 人	欠 席
	4 番	落 合 修	出 席	1 3 番	齊 藤 哲 也	出 席
	5 番	白 石 奈津美	出 席	1 4 番	高 橋 陽 一	出 席
	6 番	谷 口 美由紀	出 席	1 5 番	井 坂 あずみ	欠 席
	7 番	岡 田 浩 幸	出 席	1 6 番	中 川 明	出 席
	8 番	岡 村 栄 士	出 席	1 7 番	畠 山 恵 子	出 席
	9 番	安 田 秀 幸	出 席	1 8 番	澤 田 亨	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 任 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について 報告第 3 号 農地所有適格法人の設立について 報告第 4 号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 5 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について 議案第 8 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案 等の標題	

第 1 3 回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和 8 年 3 月 2 6 日 午後 1 時 3 0 分

日程第 1	会議録署名委員の指名について	
日程第 2	会期の決定について	
日程第 3	農地法第 3 条の規定による届出について	(報告第 1 号)
日程第 4	農地法第 5 条の規定による届出について	(報告第 2 号)
日程第 5	農地所有適格法人の設立について	(報告第 3 号)
日程第 6	農地移動適正化あっせんの申出の取下げについて	(報告第 4 号)
日程第 7	土地の現況証明書の交付について	(議案第 1 号)
日程第 8	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	(議案第 2 号)
日程第 9	農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議案第 3 号)
日程第 1 0	農地法第 5 条の規定による許可申請について	(議案第 4 号)
日程第 1 1	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	(議案第 5 号)
日程第 1 2	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	(議案第 6 号)
日程第 1 3	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	(議案第 7 号)
日程第 1 4	土地の現況証明調査委員の指名について	(議案第 8 号)

第 1 3 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 8 年 3 月 2 6 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	1 0 件
2	報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
3	報告第 3 号	農地所有適格法人の設立について	会長	報告済	1 件
4	報告第 4 号	農地移動適正化あっせんの申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
5	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	1 7 件
6	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	9 件
7	議案第 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	6 件
8	議案第 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
9	議案第 5 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について	会長	決定	1 0 件
1 0	議案第 6 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について	会長	決定	3 8 件
1 1	議案第 7 号	農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について	会長	決定	1 0 件
1 2	議案第 8 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第 1 3 回北斗市農業委員会総会

(午後 1 時 3 0 分 開会)

(開会宣言) 澤田会長	ご苦労様です。総会にあたりまして、ひと言ご挨拶を申し上げます。 雪も今年は早く溶けたと思います。3 月中頃には田んぼにトラクターで入れそうになっていました。 この間の雨でちょっとぬかるんできておりますが、時期的には早いのですが、そろそろ田んぼ畑に出入りする事が多くなるといいますので、事故には十分気を付けて作業をしていただきたいと思います。また、最近、米の方も在庫が多くニュースになっていますが、ライスターミナルに聞いたところ、粳摺りも動いたり止まったりの稼働状況と聞いております。今年はどうなるかと不安もありますが、農家の方はやっていくしか無いと思っております。 皆様も事故にだけは十分気を付けて、農作業にあたっていただければと思います。 本日の総会は、報告 4 件、議案 8 件の合計 1 2 件であります。 ご審議のほどよろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 1 2 番 山本 正人 委員、1 5 番 井坂 あずみ 委員より欠席の届出がありました。 本日は、1 6 名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第 7 条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については澤田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。
議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 6 番 谷口 美由紀 委員、議席番号 7 番 岡田 浩幸 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。

	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3	
議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 9 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	番号 1 につきましては、市渡小学校より北側及び匠の森公園より西側の農地でございます。番号 2 につきましては、追分にあります・レストラン菜花館より西側の農地でございます。番号 3 につきましては、萩野にあります・株式会社駒井生コンクリートより南側の農地でございます。番号 4 につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます。番号 5 につきましては、当別にあります・石別中学校より南側の農地でございます。番号 6 につきましては、萩野にあります・株式会社 N I P P O コーポレーション・函館合材工場より東側及び株式会社駒井生コンクリートより南西側の農地でございます。番号 7 につきましては、本郷にあります・スーパ魚長大野店より北東側の農地でございます。番号 8 につきましては、七飯町との境にあります・白川・村杜神社より北側の農地でございます。番号 9 につきましては、清川にあります・清川寺より東側の農地でございます。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことをご報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
議 長	次の番号 1 0 の案件につきましては、5 番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

	(白石 奈津美 委員：退席)
議 長	それでは、番号１０を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１０につきましては、追分にあります・上追分橋より南東側及び函館江差自動車道・北斗追分インターチェンジより東側並びにふじの学園より東側の農地でございます。 この後の議案第３号『農地法第３条の規定による許可申請』において、ご審議いただく予定となっております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。 (白石 奈津美 委員：復席)
日程第４ 議 長	日程第４ 報告第２号「農地法第５条の規定による届出について」を議題といたします。 番号１を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第５条第１項第６号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。 番号１につきましては、新函館北斗駅より西側の市街化農地でございます。所有者から届出事業者が１３年の賃貸借契約を締結し、

事務局長	北海道新幹線札幌延伸工事に伴い新函館北斗駅構内にあります、清掃部署等の仮詰め所及び職員駐車場として利用するため、転用の届出があったものであります。 北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 5 議 長	日程第 5 報告第 3 号「農地所有適格法人の設立について」を議題といたします。 番号 1 の案件につきましては、5 番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （白石 奈津美 委員：退席）
議 長	それでは、番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 当該法人は、本年 1 月に農業法人を設立しておりまして、耕作する農地につきましては、この後の議案第 3 号『農地法第 3 条の規定による許可申請』においてご審議いただく予定となっております。 耕作する農地は代表取締役のお父さんがこれまで耕作してきました農地や従前から貸借している農地を借り受け、トマトを中心に水稻や野菜も栽培しようとするものでございます。また、農業の六次化に向けて、直売所の経営や飲食店の経営並びに宿泊施設の運営を行うことなどが法人の目的として登記が行われております。 農業への従事状況につきましては、代表取締役である 個人名 さん、お父さんの 個人名 さんは、従前から個人経営として農

事務局長	業を営んでおり、弟の 個人名 さんも今年から常時農業に従事する予定となっております。 法人化を行い、農業経営及びに農業に関連する事業を行う事で、更なる経営の安定化及び規模拡大を図ることとしており、このたび農地所有適格法人の届け出があったものでございます。 提出のありました法人設立届出書を確認しましたところ、農地所有適格法人としての要件は満たしております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (落合 修 委員：挙手)
議 長	落合 修 委員
落合 修 委員	目的の9番にある、不動産の賃貸、管理、売買とは、どのようなものが取扱いできるのですか。
事務局長	ご説明いたします。 登記の目的として記載されていますが、農地所有適格化法人の要件にこの項目が必要という訳ではなく、実際にこれらを行う場合、宅建業の資格が必要と考えられますが、申請書に記載する部分がありませんので、資格があるかは確認できません。 将来的にこのような事業も考えていると思いますが、法人の目的として登記する事に制限はありません。 また、これに関しては、農地所有適格化法人の要件以外の事業となり、実際にやるかどうかまでは、確認はおこなっておりません。 説明は、以上です。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。 (白石 奈津美 委員：復席)
日程第6 議 長	日程第6 報告第4号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	番号 1 につきましては、文月地蔵堂より南東側の農地で、令和 3 年 4 月にあっせんの申出がされておりましたが、自己管理を行なうため、あっせんを取上げるものでございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。
	番号 1 から番号 1 7 までを一括上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、畠中 学 委員より報告をお願いいたします。
畠中 学 委員	(畠中 学 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 8	
議 長	日程第 8 議案第 2 号「農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。
	番号 1 から番号 7 までを一括上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。

事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております、解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号1につきましては、沖川小学校より北側の農地でございます、第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第7号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。番号2及び番号3につきましては、追分にあります・レストラン菜花館より西側の農地でございます、貸主が相続登記により所有権を得たため、自身で耕作するため、貸主の都合により解約となっております。番号4につきましては、茂辺地にあります・矢不来天満宮より北東側の農地でございます、第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。番号5につきましては、桜岱にあります・老人ホームケアハウスそよかぜより西側の農地でございます、第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。番号6につきましては、新幹線車両基地より北側の農地でございます、第三者へ貸借するため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第6号『農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）』において、ご審議いただく予定となっております。番号7につきましては、桜岱にあります・老人ホームケアハウスそよかぜより南東側の農地でございます、自身で耕作するため、貸主の都合により解約となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号8から番号9までの案件につきましては、 5番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。

	(白石 奈津美 委員：退席)
議 長	それでは、番号 8 から番号 9 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 8 及び番号 9 につきましては、追分にあります、レストラン 菜花館より東側及び北側の農地でございまして、第三者へ貸借する ため、貸主の都合により解約となっております。この後の議案第 3 号『農地法第 3 条の規定による許可申請（賃貸借）』において、ご審 議いただく予定となっております。なお、これら 2 件の案件につき ましては、報告第 4 号『農地所有適格法人の設立について』でご報 告いたしました、個人名さんの法人化に伴う解約となっております。 説明は、以上でございまして、よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたし ます。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(白石 奈津美 委員：復席)
日程第 9	
議 長	日程第 9 議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、野崎霊園より北東側の農地でございまし て、自己の持分について、営農を行っている共有者の兄へ自己の持

事務局長	分を贈与するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号２から番号６までの案件につきましては、５番 白石 奈津美 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 （白石 奈津美 委員：退席）
議 長	それでは、番号２から番号６までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号２から番号４につきましては、追分にあります、レストラン菜花館より東側・北側及び函館トヨペット株式会社萩野テクニカルセンターより北東側、並びに向野にあります、ふじの学園より東側の農地でございまして、令和６年及び令和７年から個人で賃貸借により耕作を行なっていた方の法人化に伴い、改めて法人と賃貸借を行うものでございます。番号５につきましては、追分にあります、上追分橋より北東側及びおしまきのこ菌床センターより北側並びに向野にあります、ふじの学園より東側の農地でございまして、自己で耕作を行なっていた農地を法人化に伴い、１０年間の期間を定め、法人と使用貸借を行うものでございます。番号６につきましては、追分にあります、レストラン菜花館より北側の農地でございまして、自己で耕作を行なっていた農地を法人化に伴い、１０年間の期間を定め、法人と使用貸借を行うものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。

議 長	(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (白石 奈津美 委員：復席)
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長 事務局長	事務局長より説明があります。 ご説明いたします。 番号 1 につきましては、石別中学校より西側の農地でございます。転用申請者が令和 2 年 1 2 月より当別地区において間伐材などの未利用木材等を利用したバイオマス発電施設を稼働しております。従前も同じ地区で令和 4 年 1 2 月～令和 7 年 1 1 月まで燃料となる木材等を保管するため、一時転用を行なっていました。 転用期間が終了しましたが、現状においても施設内で保管する敷地が不足しているため、このたび、施設の近隣に位置する農地について 3 年間の期間を設定し、一時転用申請されたものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。 朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長 日程第 1 1 議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 日程第 1 1 議案第 5 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（所有権移転）について」を議題といたします。 番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。

	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、株式会社サン・グリーン函館工場より南東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号２につきましては、添山会館より東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号３につきましては、向野・セイコーマートより西側及び南側の農地でございまして、高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号４につきましては、野崎霊園より北東側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。番号５につきましては、沖川小学校より東側の農地でございまして、遠隔地のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第１２ 議 長	日程第１２ 議案第６号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（賃貸借）について」を議題といたします。 番号１から番号１４までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１につきましては、東開発会館より南東側の農地でございまして、労働力不足のため、令和３年５月より賃貸借で耕作を行って

事務局長	いる経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号2につきましては、大野幼稚園より北東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号3につきましては、大野保育園より北側及び北東側の農地でございます、労働力不足のため、令和3年6月より賃貸借で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号4につきましては、桜岱にあります、老人ホームケアハウスそよかぜより西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、7年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号5につきましては、桜岱にあります、老人ホームケアハウスそよかぜより西側及び南西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、7年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号6につきましては、茂辺地・矢不来天満宮より北東側の農地でございます、労働力不足のため、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号7につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号8につきましては、新函館北斗駅より北東側の農地でございます、労働力不足のため、令和5年5月より賃貸借で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号9につきましては、函館江差自動車道・北斗追分インターチェンジより北側及び北東側の農地でございます、労働力不足のため、令和7年5月より使用賃貸で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号10につきましては、大郷寺より北東側の農地でございます、労働力不足のため、令和5年5月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号11につきましては、株式会社サン・グリーン函館工場より北側の農地でございます、労働力不足のため、令和6年5月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号12につきましては、中央開発会館より北西側の農地でございます、労働力不足のため、令和7年8月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、1年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号13につきましては、一本木会館より北東側の農地でございます、労働力不足のため、
-------------	--

事務局長	令和3年4月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。番号14につきましては、大工川会館より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号15の案件につきましては、1番 佐々木 勝利 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (佐々木 勝利 委員：退席)
議 長	それでは、番号15を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号15につきましては、押上にあります、さけ・ますふ化場より北側及び北西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

	(佐々木 勝利 委員：復席)
議 長	次の番号１６番から番号１７までの案件につきましては、６番 谷口 美由紀 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定に より、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。
	(谷口 美由紀 委員：退席)
議 長	それでは、番号１６番から番号１７までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１６及び番号１７につきましては、八郎沼公園より西側及び 南東側並びに文月地藏堂より北側の農地でございまして、平成２８ 年５月より賃貸借で耕作を行なっている、自身が代表を務める法人 へ、５年間の期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いた します。
	(「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
	(谷口 美由紀 委員：復席)
議 長	それでは、番号１８を上程いたします。 事務局に朗読させます。
	(事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１８につきましては、北海道新幹線中野変電所より北西側の 農地で ございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行ってい る経営規模拡大を図ろうとする方へ、１年間の期間を設定し、賃貸

事務局長	借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号１９の案件につきましては、１３番 齋藤 哲也 委員が北斗市農業委員会会議規則第２５条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (齋藤 哲也 委員：退席)
議 長	それでは、番号１９を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号１９につきましては、追分にあります・老人ホームつれづれの郷より南東側の農地でございまして、令和５年４月より賃貸借で耕作を行なっている、経営規模拡大を図ろうとする方へ、３年間の期間を設定し、期間を設定し、賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (齋藤 哲也 委員：復席)

日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請（使用貸借）について」を議題といたします。
	番号 1 から番号 5 までを一括上程いたします。
	事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。
	番号 1 につきましては、沖川小学校より北側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、向野・セイコーマートより南東側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、函館育ちライスターミナルより西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、5 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、大野幼稚園より北東側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、2 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、島川小学校より東側の農地でございます。労働力不足のため、令和 3 年 4 月より使用貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ、3 年間の期間を設定し、使用貸借を行なうものでございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員のご意見を頂戴いたします。
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 7 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。
	事務局に朗読させます。
	（事務局：朗読）

議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号１番 佐々木 勝利 委員、議席番号１０番 畠中 学委員、議席番号１７番 畠山 恵子 委員の、以上３名を指名することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第１３回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。
	（午後３時１０分 閉会）
	会 長 澤 田 亨
	署名委員 谷 口 美由紀
	署名委員 岡 田 浩 幸